

雇用保険新規加入の手続きについて

- ①建設の事業 ②農林水産の事業 ③港湾労働法の適用される港湾運送の事業
④都道府県、市町村及びこれらに準ずるものの事業

労災保険については、淀川区・東淀川区の事業所は淀川労働基準監督署へ、
吹田市の事業所は茨木労働基準監督署へお問い合わせください。

◎労働保険関係成立届（雇用保険分）

◎労働保険概算保険料申告書（雇用保険分）

◎雇用保険適用事業所設置届

＜添付書類＞ 以下の①～③の書類（各１点以上）を添付してください。

- ① 法人の場合は、**商業登記簿謄本**、個人事業の場合は**事業主世帯全員の住民票**
② 事業所の実在を確認できる書類
自社又は事業主所有家屋・・・**不動産登記事項証明書**又は**公共料金請求書・領収書**
賃貸家屋・・・・・・・・・・・・・**賃貸借契約書**

※ 上記で確認がとれない場合は、

**法人設立届又は個人事業開業届、事業税・法人税等納税証明書、
最近事業所に届いた公共機関からの郵便物（消印入）** 等

- ③ 事業実態が確認できる書類

**営業許可証、営業登録証、開設許可証、開業証明書、代理店契約書、
業務（工事）請負契約書、原料買付・出荷・売上伝票（それぞれ一式）、納品・請求・
領収書（それぞれ一式）** 等

※上記の書類は、すべて原本を確認させていただきます。

◎雇用保険被保険者資格取得届

加入要件

- ・ １週間の所定労働時間が２０時間以上であること。
- ・ ３１日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

＜添付書類＞以下の書類（複数）を添付してください。

**賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）、他の社会保険の資格取得関係書類、
雇用契約書（労働条件通知書等）**

※有期契約労働者である場合

就業規則、雇用契約書、辞令、賃金に関する約定内容、所定労働時間及び３１日以上の
雇用見込みを証明することができる書類

- ◆ 前職のある方は雇用保険被保険者番号を確認して記載してください。不明な場合は履歴書
等職歴（会社名）の確認できる書類を添付してください。
- ◆ 届出期日を３ヶ月以上経過した場合は、上記の書類のほか入社日から全ての「賃金台帳」
「出勤簿・タイムカード」及び６ヶ月以上経過した場合は、「遅延理由書」も必要です。
また後日、実地調査や実在確認を行う場合がありますのでその際はご協力をお願いします。
- ◆ 法人の役員等や事業主と同居の親族は、原則加入できません。

※上記の書類は、すべて原本を確認させていただきます。

お問い合わせ先

ハローワーク淀川 雇用保険適用課（１階④窓口） ☎06—6302—4771（部門コード21#）
（淀川労働基準監督署 ☎06-6350-3991 茨木労働基準監督署 ☎072-622-6871）